

相続による所有権の登記の申請に必要な書類とその入手先等



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 遺産分割協議の場合

| | 対象者 (誰の) | 書類の名称 | 入手先 | 有効期限 | 備考 |
|---------|-------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------|---|
| 【集める書類】 | 亡くなられた方 (被相続人) | 戸籍謄本（戸籍事項証明書） 除籍謄本 改製原戸籍 | 本籍地の市区町村 | なし | 出生から死亡まで、在籍していた全ての戸籍・除籍謄本が必要です。 |
| | | 住民票の除票 又は 戸籍の附票 | 住民票の除票：住所地の市区町村 戸籍の附票：本籍地の市区町村 | なし | 登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。 |
| | 法定相続人 | 戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書） | 本籍地の市区町村 | なし | 亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの |
| | | 印鑑証明書 | 住所地の市区町村 | なし | 遺産分割協議書に押印された印鑑に関するもの |
| | | 固定資産課税明細書 | 毎年4月頃に市区町村から送付 | なし | 登記申請をする日の属する年度のものが必要です。 |
| | 法定相続人のうち、 新しく所有者になる方 | 住民票 | 住所地の市区町村 | なし | |

| | 作成する者 | 書類の名称 | 備考 |
|----------|-------------------|---------|--|
| 【作成する書類】 | 新しい所有者 (相続人) | 登記申請書 | |
| | 新しい所有者 と代理人 | 委任状 | 代理人による申請の場合に必要です（新しい所有者が手続する場合は不要です。）。 |
| | 法定相続人 | 遺産分割協議書 | |
| | 新しい所有者 (又は代理人) | 相続関係説明図 | 戸籍・除籍謄本(抄本)の原本の還付を希望しない場合は不要です。 |

※上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）（法務局ホームページ）」](#)

2 法定相続分の相続の場合

| | 対象者 (誰の) | 書類の名称 | 入手先 | 有効期限 | 備考 |
|---------|-------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------|---|
| 【集める書類】 | 亡くなられた方 (被相続人) | 戸籍謄本（戸籍事項証明書） 除籍謄本 改製原戸籍 | 本籍地の市区町村 | なし | 出生から死亡まで、在籍していた全ての戸籍・除籍謄本が必要です。 |
| | | 住民票の除票 又は 戸籍の附票 | 住民票の除票：住所地の市区町村 戸籍の附票：本籍地の市区町村 | なし | 登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。 |
| | 法定相続人 | 戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書） | 本籍地の市区町村 | なし | 亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの |
| | | 固定資産課税明細書 | 毎年4月頃に市区町村から送付 | なし | 登記申請をする日の属する年度のものが必要です。 |
| | | 住民票 | 住所地の市区町村 | なし | |

| | 作成する者 | 書類の名称 | 備考 |
|----------|---------------|---------|--|
| 【作成する書類】 | 新しい所有者（相続人） | 登記申請書 | 相続人が複数いる場合、法定相続分に従って登記をするのであれば、相続人全員で申請するほか、相続人のうち1名が相続人全員分を申請することができます。 |
| | 新しい所有者と代理人 | 委任状 | 代理人による申請の場合に必要です（新しい所有者が手続する場合は不要です。）。 |
| | 新しい所有者（又は代理人） | 相続関係説明図 | 戸籍・除籍謄本（抄本）の原本の還付を希望しない場合は不要です。 |

※上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）（法務局ホームページ）](#)

3 遺言書がある場合（法定相続人が相続する場合）

| | 対象者 (誰の) | 書類の名称 | 入手先 | 有効期限 | 備考 |
|---------|-------------------|--|--|------|---|
| 【集める書類】 | 亡くなられた方 (被相続人) | 自筆証書遺言 又は 公正証書遺言 又は 秘密証書遺言 | 自筆証書遺言：自宅等又は法務局 公正証書遺言：公証役場 秘密証書遺言：自宅等 | なし | 自筆証書遺言書の場合は以下2点に注意ください。 ① 法務局に保管されている場合は、「遺言書情報証明書」が必要です。 ② ①以外の場合は、家庭裁判所での検認が必要です。 |
| | | 戸籍謄本（戸籍事項証明書） 除籍謄本 改製原戸籍 | 本籍地の市区町村 | なし | 出生から死亡まで、在籍していた全ての戸籍・除籍謄本が必要です。 |
| | | 住民票の除票 又は 戸籍の附票 | 住民票の除票：住所地の市区町村 戸籍の附票：本籍地の市区町村 | なし | 登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの ※「被相続人の登記上の住所」が「戸籍謄本」等に記載された本籍と異なる場合に必要となります。 |
| | 新しく所有者になる方 | 戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書） | 本籍地の市区町村 | なし | 亡くなられた方の死亡日以降に発行されたもの |
| | | 固定資産課税明細書 | 毎年4月頃に市区町村から送付 | なし | 登記申請をする日の属する年度のものが必要です。 |
| | | 住民票 | 住所地の市区町村 | なし | |

| | 作成する者 | 書類の名称 | 備考 |
|----------|-------------------|---------|--|
| 【作成する書類】 | 新しい所有者（相続人） | 登記申請書 | |
| | 新しい所有者 と代理人 | 委任状 | 代理人による申請の場合に必要です（新しい所有者が手続する場合は不要です。）。 |
| | 新しい所有者 (又は代理人) | 相続関係説明図 | 戸籍・除籍謄本(抄本)の原本の還付を希望しない場合は不要です。 |

※上記以外にも必要な書類がある場合があります。相続登記の申請に当たっては、「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）を御覧ください。

[「相続登記・遺贈の登記の申請をされる相続人の方へ」（登記手続ハンドブック）（法務局ホームページ）](#)